

○指名停止措置について

①指名停止措置対象業者及び指名停止措置期間

商号又は名称	代表者氏名	住 所	措置期間
(有)中田建設	代表取締役 中田 孝幸	安来市赤江町 164	令和元年 12 月 26 日から 令和 2 年 1 月 8 日まで (2 週間)

②指名停止の措置の範囲

安来市が発注する建設工事等について、指名停止措置とする。

③指名停止に係る事実概要等

上記の業者は、島根県松江県土整備事務所が発注した「令和元年度 農地整備事業（経営体育成型）吉田地区頭首工改修工事」において元請負人として同工事に携わったが、令和元年 7 月 29 日、同工事の下請負人である(株)二岡林業が伐採作業を行っていたところ倒木が伐倒方向の灌木に当たったことによって跳ね返り、作業員の肩から腰に掛けて落下し負傷した。

松江労働基準監督署は(有)中田建設に対し、下請負人に対し伐採作業における作業手順の確認等必要な指示を怠ったことが労働安全衛生法第 21 条に違反するとして、令和元年 8 月 5 日に是正勧告を行った。

このことは「安来市建設工事等入札参加者指名停止措置要綱」別表第 1 第 8 号に該当する。なお、指名停止措置の期間は 2 週間とする。

④指名停止措置理由

安来市建設工事等入札参加者指名停止措置要綱
別表第 1 第 8 号

措 置 要 件	期 間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 8 市内工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	2 週間以上 2 月以内